

# 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る地域再生計画の臨時認定について （新型コロナウイルス感染症対応事業関係）

令和2年6月9日  
内閣府地方創生推進事務局

本日、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を記載する地域再生計画について、同条第15項の規定に基づき、以下のとおり認定しました。

今回の認定は、新型コロナウイルス感染症対応事業を含む企業版ふるさと納税に係る地域再生計画について、臨時に申請を受け付け、審査期間を短縮して実施するものです。

## 1. 新型コロナウイルス感染症対応事業を含む地域再生計画の認定地方公共団体

区分	認定団体	活用予定事業等
新規	山形県山形市	新型コロナウイルス感染症の影響により公演機会が減少した山形交響楽団への支援
	千葉県佐倉市	学校施設等の公共施設で使用する新型コロナウイルス感染症対策用品の購入、指定避難所における同感染症対策資機材の導入
	岡山県浅口市	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する支援事業として、水道料金免除事業、コロナに負けるな！商品券事業、児童扶養手当受給者支援金給付事業等
変更	大阪府	新型コロナウイルス感染症に関する医療及び療養に係る役務に従事する者に感謝のメッセージと支援金（クオカード、クオペイカード又はその両方）を贈呈する事業 ※「寄附の金額の目安額」（事業費確定前の寄附受入可能額）を増額変更するもの

## 2. 今後の予定

認定後、企業から地方公共団体に対し寄附が行われます。寄附企業名や寄附金額等の詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》  
内閣府地方創生推進事務局  
TEL:03-6257-1421

## 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画（新型コロナウイルス感染症対応事業関係）の臨時認定

新型コロナウイルス感染症対応事業を含む企業版ふるさと納税に係る地域再生計画について、臨時の認定（4件（新規3件、変更1件））を行う。

※ 通常の認定は、年3回（3月、7月、11月）。今回は、新型コロナウイルス関係の申請について、臨時に受付を行い、審査期間を短縮して認定。

○新規：山形県山形市、千葉県佐倉市、岡山県浅口市

○変更：大阪府（「寄附の金額の目安額」（事業費確定前の寄附受入可能額）を増額変更するもの。）

●地方公共団体が企業版ふるさと納税を活用するためには、「**地域再生計画**」の認定を受けることが必要。  
（認定を受けることにより、地方公共団体は企業から「寄附」の受入れが可能。）

（参考）

令和2年度税制改正により、個別の予算事業を特定しない包括的な地域再生計画の認定が可能となった。  
→ 既に包括的計画の認定を受けた地方公共団体（451団体）もコロナ対応事業に寄附を受け入れることが可能。  
例）北海道：令和2年3月に、「安心を支える医療・福祉サービスの確保」等を含む包括的な計画を認定済み。  
医療従事者への支援や医療用資機材の整備に対し、道外企業から2,000万円の寄附を受入れ。

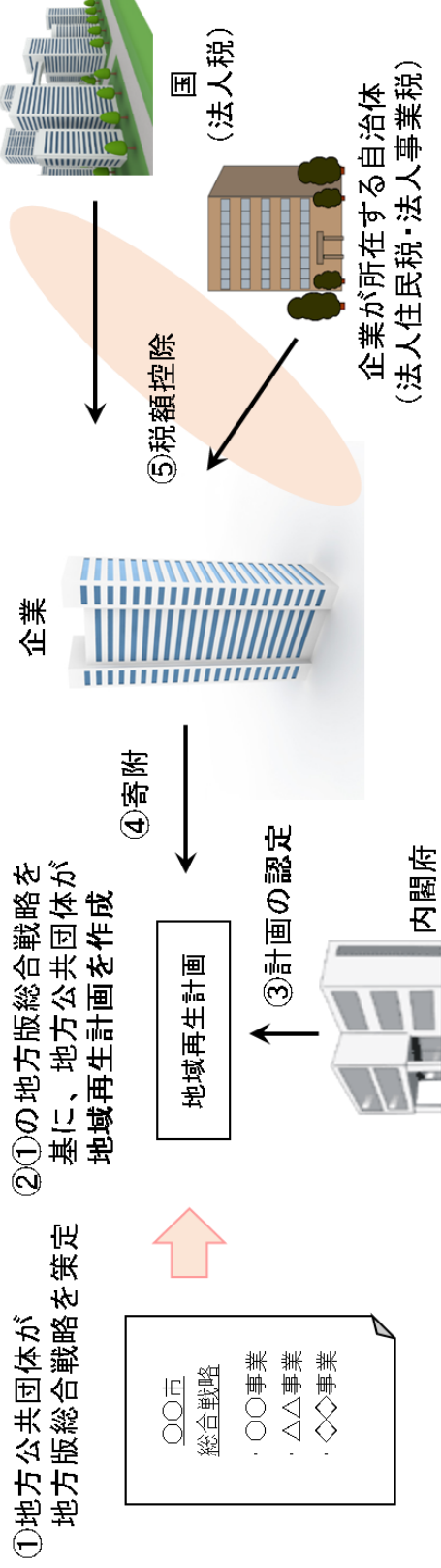
（参考資料1）

## 企業版ふるさと納税の概要

### 令和2年度税制改正のポイント

- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
  - ☑ 税額控除の割合を現行の2倍に引上げ、**税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）**に
  - ☑ **地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に（**包括的な認定**）
- 【**必要的記載事項を大幅に簡素化**】
- ・ 認定申請前に、寄附対象事業を予算事業単位で特定する必要はなくなった。
  - ・ 認定申請前に、寄附企業や寄附見込額を確保する必要もなくなった。
- ☑ **併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
  - ☑ 地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、**事業費確定前の寄附の受領を可能に**

### 制度活用の流れ



(参考資料2)